

◎新潟県告示第970号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年8月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
長岡農村工業導入地区	長岡市沢下条の一部 長岡市西谷の一部 長岡市塚山の一部 長岡市小栗山の一部 長岡市小国沢の一部 長岡市太郎丸の一部 長岡市七日町の一部 長岡市下新田の一部 長岡市桐沢の一部 長岡市両高の一部 長岡市黒坂の一部 長岡市下富岡の一部 長岡市川口中山の一部 長岡市西川口の一部 長岡市川口相川の一部	平成29年8月2日